

公調委令和6年（セ）第3号 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、74万1092円を支払え。

2 被申請人

本件申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人が夜間に申請人の自宅前の道路に埋設された配水本管の更新工事を実施したことによって騒音及び振動が発生し、睡眠不足で歯肉が腫れて痛み、早期に乳がんの検査や治療を受けるのが遅れたなどの健康被害を受けたと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求める責任裁定申請事件である。

1 前提事実等

以下の各事実等は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠、審問の全趣旨及び公知の事実により容易に認められる。

(1) 当事者

ア 申請人は、令和3年8月頃から肩書地に所在する建物の2階部分（以下「申請人宅」という。）に居住している。（職1、審問の全趣旨）

イ 被申請人は、足立区を含む東京都内の認可区域において地方公営企業法の適用を受ける水道事業を経営している。（審問の全趣旨）

(2) 申請人宅の概要及び位置関係

ア 別紙 1 の図面 1 及び図面 2 記載のとおり、申請人宅の西側は、道路（区道、通称 a（以下「a」という。））に面している。申請人宅は、別紙 2 申請人宅の全体図のとおり、北側部分と南側部分が一体となった建物の南側部分にあり、当該建物の北側にはスーパーマーケット、南側には病院が入居するクリニックモールがある。（職 1）

イ 申請人宅と a の敷地境界の状況は別紙 3 記載のとおりである。（職 1）

ウ 申請人宅の主な居住部分は建物 2 階にある。申請人宅の平面図（2 階）は別紙 4 記載のとおりである。（職 1）

(3) 工事の概要

ア 被申請人は、a の足立区〇〇▲丁目△番地先から足立区□□▲丁目△番地先間の配水本管の更新工事（以下「本件工事」という。）を実施することとし、令和 2 年 1 0 月 2 8 日、有限会社 b（以下「b」という。）との間で、配水本管の更新工事に係る請負契約を締結した。本件工事の実施予定区間は別紙 5 記載のとおりであるが、令和 3 年 2 月 1 6 日に現場着手し、同年 3 月 2 3 日から令和 6 年 9 月 2 3 日までの間に工事を実施した区間は別紙 5 記載の「新しい管に取り換えた区間」の部分である。（甲 3 2 の 1、3 3 ～ 3 5、3 7、乙 1 ～ 3、審問の全趣旨）

イ 本件工事は、更新対象となる老朽管路の前後に立坑を築造し、立坑内で新管を接合し既設管内に送り込む工法（既設管内配管工法）によって実施された。申請人宅付近には、本件工事のために別紙 5 記載の「No. 6」の部分に立坑が設置された。（乙 1、審問の全趣旨）

(4) 本件工事に関する騒音の規制

ア 騒音規制法

本件工事には、バックホウを使用する作業が含まれていたが、本件工事に使用されていたバックホウは国土交通省による低騒音型建設機械に指定

されていたため、本件工事はその全てが特定建設作業には該当しない。(乙28)。申請人は、発生する騒音の大きさによって特定建設作業であると認められるとの主張をするが、採用することができない。

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。乙27）

(ア) 本件工事には、バックホウ、振動ローラー、タンピングランマ、プレートコンパクター、コンバインドローラ及びコンクリートカッターを使用する作業が含まれていたため、本件工事は環境確保条例に定める指定建設作業に該当する（環境確保条例125条、別表第9）。

申請人宅及び申請人宅前面道路（本件工事が実施された場所）の所在する地域（近隣商業地域）において行われる指定建設作業に伴って発生する騒音に係る改善勧告等の基準値（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）61条、別表第14）は、指定建設作業の敷地の境界線において、次のとおりである（ただし、いずれも、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）。

a コンクリートカッターを使用する作業 80dB

b ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業 80dB

c 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 80dB

(イ) また、指定建設作業は道路工事等で道路占用許可の要件として、夜間に作業を行うべきこととされている場合等を除き、作業時間は午前7時から午後7時までの間に限られており、日曜日及び祝日における作業、1日10時間を超える作業並びに連続して6日を超えて行われる作業は

実施できない（条例規則 6 1 条、別表第 1 4）。

(り) 上記勧告等の基準値に適合しているかを判定する測定において、騒音の大きさは、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合には、測定値の 9 0 % レンジの上端の数値 (L5) とする（条例規則 6 1 条、別表第 1 4）。

(5) 環境基本法に基づく環境基準及び屋内指針（騒音）

ア 申請人宅の所在する地域（近隣商業地域）は、環境基本法 1 6 条 1 項に基づく環境基準（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）における地域類型では、C 地域のうち車線を有する道路に面する地域に該当しており、環境基準の値（等価騒音レベル (L Aeq) の値）は、次のとおりである。ただし、環境基準は、建設工事自体は、一時的なものであり、建設工事の場所等に代替性がなく、他では行い難い工事が多いことから、建設作業騒音には適用されない。（職 2、公知の事実）

昼間（午前 6 時から午後 1 0 時まで） 6 5 dB 以下

夜間（午後 1 0 時から翌日の午前 6 時まで） 6 0 dB 以下

イ 屋内指針

中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について（答申）」（平成 1 0 年 5 月 2 2 日）は、環境基準における騒音評価手法として、等価騒音レベルによる方法が適当であるとした上で、生活の中心である屋内において睡眠影響及び会話影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針（以下「屋内指針」という。）を設定し、道路に面する地域については以下の指針値を示している。ただし、屋内指針についても、環境基準と同様、建設作業騒音には適用されない。（公知の事実）

会話影響 昼間（午前 6 時から午後 1 0 時まで） 4 5 dB 以下

睡眠影響 夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで） 40 dB以下

(6) 本件工事に関する振動の規制

ア 振動規制法

本件工事は、振動規制法に定める特定建設作業には該当しない。

イ 環境確保条例

(ア) 本件工事は、前記(4)イ(ア)のとおり、環境確保条例に定める指定建設作業に該当する。

申請人宅及び申請人宅前面道路（本件工事が実施された場所）の所在する地域（近隣商業地域）において行われる指定建設作業に伴って発生する振動に係る改善勧告等の基準値（条例規則 61 条、別表第 14）は、指定建設作業の場所の敷地の境界線において、次のとおりである（ただし、いずれも、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）。（乙 27、職 2、公知の事実）

a ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業 70 dB

b 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 70 dB

(イ) その他の規制は前記(4)イ(イ)と同じである（条例規則 61 条、別表第 14）。

(ウ) 上記の改善勧告等の基準値に適合しているかを判定する測定において、振動の大きさは、測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合には、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 % レンジの上端の数値（L10）とする（条例規則 61 条、別表第 14）。

2 当事者の主張

（申請人）

- (1) 被申請人は、令和3年2月16日の本件工事開始以来、平日ほぼ毎日、申請人宅前面道路で、重機を使用した作業を午後8時頃に開始し、翌日午前0時から午前3時頃まで実施し85dB以上の騒音を発生させ、申請人宅寝室内にも40dB以上の騒音を発生させ、50dB以上の振動を発生させた。

特に、覆工板を閉鎖した後に仮舗装を復旧する作業による騒音や振動が大きかった。覆工板を閉鎖した後の仮舗装復旧作業は、午前0時頃から午前5時頃までの間に突然始まり、申請人の睡眠を妨げた。

被申請人は、本件工事について、騒音、振動の具体的な内容につき住民に十分な説明を行っておらず、本件工事により住民が受ける利益も明確ではない。

以上によれば、申請人は、本件工事によって発生した騒音及び振動により、一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被った。被申請人による本件工事の実施は、申請人に対する不法行為を構成する。

- (2) 申請人は、令和4年9月頃から、平日毎日長期間にわたって続く夜間の本件工事によって発生した騒音及び振動により、睡眠不足により時折歯肉が腫れて痛み、口内炎や胃痛が生じるようになった。申請人には、令和5年8月頃、左足の薬指の痺れが生じた。申請人の歯肉の痛みは継続し、令和5年10月19日には歯周病の通院治療も開始した。さらに、申請人は、令和3年頃、右胸の奥に小さなしこりを発見したが、本件工事によって強いストレスにさらされ、眠れなくなり、乳がんとの診断を受け止める余力がなかったため、検査を先延ばしにし、その治療を受けるのも遅れた。その結果、申請人の乳がんが進行した。

このように、申請人は、被申請人の前記不法行為によって健康被害を受け、医療機関に通院し、次のとおりの損害を被った（合計74万1092円）。

ア 治療費（歯科、精神科） 合計4万8860円

- (ア) c 歯科（令和5年10月19日から同年11月16日まで通院（実日

数5日))

- (イ) d 大学病院 (当時) (令和5年11月6日、令和6年1月11日)
- (ウ) e 大学歯学部附属歯科病院 (令和5年11月21日通院)
- (エ) f 歯科医院 (令和5年12月1日通院)
- (オ) g クリニック (令和5年11月24日から令和6年1月15日まで
通院 (実日数4日))
- (カ) h メンタルクリニック (令和6年1月22日通院)
- (キ) i 皮膚科クリニック (令和7年10月20日通院)
- (ク) j 病院 (令和7年10月20日から令和8年3月19日まで通院 (実
日数5日))
- (ケ) k クリニック (令和7年11月6日から同年12月1日まで通院 (実
日数3日))
- (コ) l 放射線クリニック (令和8年1月15日通院)

イ 薬代 2万4548円

ウ 乳がんの検査費用 (mクリニック) 3万4410円

エ 乳がんの診断費用 (mクリニック) 1900円

オ 通院費 合計9850円

- (ア) c 歯科 1570円
 $157円 (片道電車代) \times 2 \times 5日 = 1570円$
- (イ) d 大学病院 2048円
 $512円 (片道電車代) \times 2 \times 2日 = 2048円$
- (ウ) e 大学歯学部附属歯科病院 1024円
 $512円 (片道電車代) \times 2 \times 1日 = 1024円$
- (エ) f 歯科医院 356円
 $178円 (片道電車代) \times 2 \times 1日 = 356円$
- (オ) g クリニック 2088円

261円（片道電車代）×2×4日＝2088円

(カ) hメンタルクリニック 314円

157円（片道電車代）×2×1日＝314円

(キ) mクリニック 1636円

409円（片道電車代）×2×2日＝1636円

(ク) 1放射線クリニック 814円

407円（片道電車代）×2×1日＝814円

カ 衛生用品費 1万3424円

キ 事務手続費用（診断書、紹介状） 8100円

ク 慰謝料 60万円

（被申請人）

- (1) 本件工事は、昭和40年に布設された老朽化した水道の配水本管（浄水場から給水契約者に水道水を供給するためのもの）の更新工事であり、公共性の高い事業である。

被申請人は、本件工事による騒音、振動等沿道地域の環境への影響を低減するため、本件工事の大部分につき非開削工事である既設管内配管工法を採用した。この工法は、更新対象となる老朽管路の前後に立坑を築造し、新管を送り込む更新工法であり、開削工事よりも短期間で更新作業を終えることができる。

本件工事の現場は、n線o駅を横断する区道であり、バス路線でもある。さらに、管路上にある道路は飲食店や商業店舗が密集している商店街で、駅周辺には小中学校、大型マンション、区施設や住宅街があり、人通りが多い場所である。そのため、被申請人は、警視庁p警察署及びバスの運行者である東京都交通局q営業所と協議の上、本件工事を夜間に実施することとした。

被申請人は、本件工事を発注する際、受注業者に対し、配水管工事標準仕様書を指定した。同仕様書には、工事による騒音振動を防止するため、関係法令等に基づき規制に関する基準に違反しないよう適切な公害防止の措置を講ず

るとともに、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めるよう定めており、一定の建設機械を使用する場合は低騒音型・低振動型機械として指定された建設機械を使用することを求めていた。また、被申請人は、掘削及び埋戻し作業については、東京都環境物品等調達方針における低騒音型建設機械を使用するよう特記仕様書において定めている。さらに、土留工における鋼矢板の打ち込みについては、受注業者に対し、比較的低騒音・低振動である油圧式圧入工法を採ることを求めていた。そして、被申請人は、申請人からの本件工事の騒音等に関する苦情を受けたため、bと協議し、その結果、bは、本件工事の現場に防音パネルや防音シートを立て、本件工事における発動発電機からの発生音を抑えるため、できる限り発動発電機を使用しないようにすべくrから仮設電源を受電することとし、申請人宅の窓に防音カーテンや防音パネルを設置し、寝室のベッドの脚に振動吸収材ゴムを敷いたほか、週間工程表を使い、翌週の工事で音が出ることが想定される作業をその都度申請人に直接説明することとした。

以上のとおり、本件工事は公共性の高い工事であり、被申請人は、本件工事による騒音及び振動の発生をできる限り抑えるために必要な措置を講じていた。また、本件工事によって申請人宅に発生する騒音も屋内指針値を超えろとは認められない。したがって、本件工事によって発生した騒音及び振動によって、申請人が一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被ったとはいえない。

- (2) 損害については、争う。申請人が主張する各症状が本件工事による騒音及び振動によって発生したかどうかは不明である。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実及び掲記の各証拠並びに審問の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 夜間工事の実施に関する道路占用許可及び道路使用許可

ア 被申請人は、令和３年１月１４日、足立区から、道路法３２条に基づき、本件工事を含む足立区内における水道管布設工事について、占用の期間を令和３年１月１５日から令和１２年３月３１日まで、工事の期間を令和３年１月１５日から令和６年９月３０日までとして、東京都足立区〇〇▲丁目△番地から東京都足立区□□▲丁目△番地までの範囲の道路の占用許可を得た。（乙３１）

イ 本件工事の施工業者であるｂは、警視庁ｐ警察署長から、道路交通法７７条に基づき、主たる工事は夜間に行う条件で、東京都足立区〇〇▲丁目△番地先から同区□□▲丁目△番地先間の道路使用許可を得た。（乙３０、審問の全趣旨）

(2) 本件工事の概要

本件工事は、昭和４０年に布設された老朽化した配水本管（浄水場から配水契約者に水道水を供給するためのもの）の更新工事であり、既設管内配管工法（更新対象となる老朽管路の前後に立坑を築造し、立坑内で新管を接合して既設管内に送り込む更新方法）によって実施した。工事の概要は、まず、試掘をして工事の支障となる物件を移設し、仮設物を設置し、立坑を築造した後、立坑内で新管を接合し、作業完了後に立坑を埋め戻し、仮設物を撤去した後、道路舗装を元の状況に復旧するというものである。申請人宅付近における本件工事の実施状況（令和３年２月１６日から令和６年５月７日まで）は、別紙６記載のとおりである。本件工事については、令和６年５月７日、別紙５記載の「新しい管に取り換えた区間」の配水管更新工事がいったんは終了したものの、補修を要する箇所があったため、同年８月１９日から同年９月２３日までの間、申請人宅前面道路において補修工事が実施された。（甲３２の１、３３～３７、乙１、３、９の１～９の６、１０、審問の全趣旨）

(3) 本件工事の防音対策等

申請人は、令和５年９月１９日、被申請人の職員に対し、本件工事によって発生した騒音により眠れないこと等について電話で苦情を述べた。被申請人は、申請人からの上記電話を受けて、bと協議し、その結果、bは、次の対策をとった。

ア 本件工事の現場に防音パネルや防音シートを立てた。また、本件工事における発動発電機からの発生音を抑えるため、できる限り発動発電機を使用しないようにすべくrから仮設電源を受電することとした。（乙４、審問の全趣旨）

イ 令和５年１０月１２日及び同月２７日、申請人宅の２階寝室の窓に二重の防音カーテン及び防音パネルを設置した。また、同日、申請人宅２階寝室のベッドの脚に振動吸収材ゴムを敷いた。（乙４、職１、審問の全趣旨）

ウ 令和６年１月２６日、申請人宅２階のリビングルームの窓に一重の防音カーテンを設置した。（職１、審問の全趣旨）

エ 申請人からの騒音振動に関する苦情を受けて、令和６年８月２８日、申請人に対し、bの事務所に夜間宿泊することを提案した。申請人は、同年９月２日、bの事務所に宿泊した。申請人は、同月４日も同事務所に滞在したが、午後１１時３０分頃に申請人宅に戻った。（審問の全趣旨）

オ 週間工程表を使い、翌週の工事で音が出ることが想定される作業をその都度申請人に直接説明することとした。（審問の全趣旨）

(4) 事務局による測定

ア 測定時の本件工事の概要

事務局は、令和６年４月１０日の午後７時頃から午後１０時頃までの間、申請人宅及びその周辺において本件工事によって発生した騒音及び振動を測定した。

同日、別紙７記載のとおり、申請人宅南西角前付近の道路から南側部分において、舗装復旧工のうち舗装打ち換え作業が行われた。舗装打ち換え

作業とは、厚さ 10 c m の仮舗装部分（アスファルト）及びその下にある道路路盤材の砂利を一部撤去し、残った道路路盤材の砂利を締め固めた後、厚さ 35 c m のアスファルトを敷設する舗装工事である（職 1、審問の全趣旨）。

イ 測定概要

事務局は、令和 6 年 4 月 10 日午後 7 時 30 分頃から午後 10 時頃までの間、申請人宅 2 階寝室内（別紙 8 記載の地点①）に騒音計及び振動計を、申請人宅敷地境界（別紙 8 記載の地点②）に騒音計を設置し、舗装打ち換え作業に係る騒音及び振動の測定を実施した。測定時は、申請人の就寝時の環境と合わせるため、申請人宅 2 階寝室の窓（a と逆方向）を閉め、寝室から廊下に出る引き戸の片側を閉め、もう片側を約 12 c m 開けた状態にした。申請人宅 2 階の全ての窓、廊下からリビング（本件道路側）に通じる扉は全て閉めた。（職 1）

騒音測定に当たっては、周波数重み付け特性 A、時間重み付け特性 F の音圧レベル（単位は dB）を記録し、測定データから等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）、最大値（ L_{AFmax} ）及び 90 % レンジの上端の数値（ L_5 ）を算出した。（職 1）

振動測定に当たっては、X、Y、Z 方向について 1 秒毎の測定値を記録し、鉛直方向の Z 方向の結果を使用し、鉛直方向振動加速度レベルにより、測定データから 80 % レンジの上端の数値（ L_{10} ）及び最大値（ L_{vmax} ）を算出した。（職 1）

ウ 測定結果

（ア）一時間値（騒音）

申請人宅敷地境界及び申請人宅寝室内に騒音計を設置し、1 時間値を計測した結果は以下のとおりである。ただし、午後 8 時から午後 8 時 02 分まで、午後 8 時 58 分から午後 9 時 02 分までの間は、室内起因の

音が発生していたため、除外した。（職 1・15～16 頁）

a 午後 8 時 02 分から午後 8 時 58 分まで

	LAeq	LAFmax	L5
申請人宅敷地境界	76.8	89.4	84
申請人宅寝室内	34.9	46.6	40.5

b 午後 9 時 02 分から午後 10 時まで

	LAeq	LAFmax	L5
申請人宅敷地境界	74.3	90.2	80.5
申請人宅寝室内	33.4	45.9	38.8

(イ) 一時間値（振動）

申請人宅寝室内に振動計を設置し、1 時間値を計測した結果は以下のとおりである。ただし、午後 8 時から午後 8 時 02 分まで、午後 8 時 58 分から午後 9 時 02 分までの間は、室内起因の音が発生していたため、除外した。（職 1・16 頁）

a 午後 8 時 02 分から午後 8 時 58 分まで

	L10	Lvmax
申請人宅寝室内	48.8	57.6

b 午後 9 時 02 分から午後 10 時まで

	L10	Lvmax
申請人宅寝室内	44.1	54.6

(ウ) 上記作業のうち、申請人宅敷地境界において、L5で環境確保条例の基準値 80 dBを超える騒音が発生した時間帯は、午後 8 時 13 分 40 秒から午後 8 時 15 分 57 秒まで（82.1 dB）、午後 8 時 18 分 14 秒から午後 8 時 21 分 21 秒まで（80.7 dB）、午後 8 時 30 分 25 秒から午後 8 時 35 分 36 秒まで（84 dB）、午後 8 時 39 分 12 秒から午後 8

時40分18秒まで(85.33dB)、午後8時40分18秒から午後8時40分59秒まで(84.8dB)、午後8時40分59秒から午後8時43分06秒まで(86.27dB)、午後8時43分06秒から午後8時45分03秒まで(88.1dB)、午後8時45分03秒から午後8時46分22秒まで(80.63dB)、午後9時20分08秒から午後9時20分42秒まで(81.01dB)、午後9時31分11秒から午後9時32分43秒まで(84.55dB)、午後9時32分43秒から午後9時34分45秒まで(86.7dB)、午後9時36分30秒から午後9時39分19秒まで(82.6dB)、午後9時53分36秒から午後9時54分42秒まで(81.78dB)である。また、申請人宅寝室内において、 L_{Aeq} で夜間の屋内指針40dBを超える騒音が発生した時間帯は、午後8時43分06秒から午後8時45分03秒まで(41.5dB)である。(職1)

(5) 申請人による測定

申請人は、令和6年4月16日、午後9時14分頃から午後11時50分頃までの間、騒音計をA特性かつF特性で設定し、被申請人宅寝室内において、本件工事によって発生した騒音を測定した。申請人が測定した際には、45dBを超える測定値が検出されたこともあり、最大値は53.9dB(甲26の3、23時23分と題する動画の2分27秒)であった。(甲26の1～26の3、51)

2 本件工事によって発生した騒音及び振動が一般社会生活上受忍すべき程度を超える違法なものであるかについて

(1) 受忍限度について

公共工事である本件工事が違法なものとして、申請人が被ったと主張する損害について不法行為による損害賠償責任が成立するためには、本件工事によって発生した騒音及び振動による侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利

益の性質と内容、地域環境、侵害行為の持つ公共性又は公益上の内容と程度等、被申請人が既に被害の防止のために行った措置の有無及びその内容と効果等の諸般の事情を総合的に考慮した上で、申請人が本件工事によって発生した騒音及び振動によって一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っているといえる必要がある。

(2) 騒音について

ア 侵害行為の態様と程度、被侵害利益の性質と内容

(ア) 事務局による測定時の工事について

a 環境確保条例に照らした評価

本件工事は、環境確保条例に定める指定建設作業に該当する。

環境確保条例は、指定建設作業について、東京都知事は、指定建設作業に伴い発生する騒音が規則で定める基準値(前記第2の1(4)イ(ア)、(ウ))を超え、かつ、その建設作業の行われる場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、その事態を排除するため、指定建設作業を施工する者に対し、その騒音の防止の方法若しくは作業の方法を改善し、又は作業時間を変更することを勧告し、施工者がその勧告に従わないときは、騒音の防止の方法若しくは作業の方法の改善又は作業時間の変更を命ずることができる旨定めている(環境確保条例125条、別表第9)。このように、指定建設作業に係る改善勧告等の基準値は、東京都知事が、騒音の防止の方法等を改善し、又は作業時間を変更することを勧告等する際の一つの考慮要素であり、改善勧告等の基準値を超える騒音が発生したからといって、直ちに、当該指定建設作業が違法と評価されるものではない。

本件工事は、重機を用いた配水本管の更新工事であり、その性質上、騒音が不規則かつ大幅に変動するものである。したがって、本件工事によって発生した騒音については、騒音計の指示値が不規則かつ大幅

に変動する場合に該当するとして、測定値の90%レンジの上端の数値（L5）を改善勧告等の基準値と比較して評価するのが相当である。なお、改善勧告等の基準値は、指定建設作業の場所の敷地の境界線における騒音によって測定すべきであるが（条例規則別表第14）、本件では、指定建設作業の場所の敷地の境界線における測定結果がないため、同敷地の境界線に近い場所である申請人宅敷地境界における騒音測定値を参照することとする。

事務局による測定結果によれば、前記1(4)ウ(ア)のとおり、舗装打ち換え作業によって発生した騒音は、申請人宅敷地境界において、1時間値でみると、L5で84dB及び80.5dBであり、いずれも、環境確保条例の改善勧告等の基準値を超えていた。また、前記1(4)ウ(イ)のとおり、作業の一部については、L5でみると、申請人宅敷地境界において環境確保条例の改善勧告等の基準値を超える騒音が発生した。

このように、舗装打ち換え作業によって発生した騒音は、1時間値では同基準値を最大4dB上回り、また、作業の一部についても同基準値を上回ることがあったものの、1時間値による超過の程度は大きくなく、また、特定の作業の一部についてL5で同基準値を上回るといっても、それぞれ約1分間から約5分間の作業を取り出して算出したものであるから、本件工事によって発生した騒音が一般社会生活上受忍すべき限度を超えるものであったかどうかを判断するに当たり、これらのことを重視するのは相当ではない。上記騒音が申請人の受忍限度を超えたか否かを判断する上では、申請人宅での測定結果を重視すべきである。

b 屋内指針に照らした評価

環境基本法に基づく環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるが、本件工事のよう

な建設工事自体一時的なものであり、建設工事の場所などに代替性がなく、他では行い難い工事も多いことから、環境基準は、建設作業騒音には適用されない。屋内指針についても同様に、建設作業騒音には適用されない。

もつとも、本件において、申請人が訴える被害は、睡眠不足及びこれによって生じた各種健康被害であり、夜間の屋内指針は、騒音の睡眠影響に関する科学的知見を踏まえて定められたものであるから、夜間の屋内指針が建設作業騒音には適用されないことを考慮しても、本件工事によって発生した騒音による睡眠への影響度合いを判断するに当たって、同屋内指針を参照することとする。

前記第2の1(5)のとおり、申請人宅は道路に面する地域に該当するため、夜間の屋内指針は、等価騒音レベル(LAeq)で40dB以下である。そこで、申請人宅寝室内の測定結果(LAeq)をみると、前記1(4)ウ(ア)のとおり、1時間値は34.9dB及び33.4dBであって、いずれも、夜間の屋内指針(40dB)を超えるものではない。

特定の作業に係る測定データを対象としてLAeqを算出しても、前記1(4)ウ(イ)のとおり、午後8時43分06秒から午後8時45分03秒までの1分57秒間について、申請人宅寝室内において、LAeqで41.5dBの騒音が発生したが、それ以外の時間帯では、夜間の屋内指針を超える騒音は発生していない。このように、一時的に夜間の屋内指針を超える騒音が発生したことはあったが、その超過の程度は小さい。

(イ) 事務局による測定時以外の工事の騒音

- a 申請人が令和6年4月16日に申請人宅寝室内の騒音を測定したところ、45dBや50dBを超える測定値がみられ、最大値(LAFmax)は53.9dBであった(前記1(5))。同日は、舗装本復旧工のうち、表層工が実施されており(表層切削(舗装復旧範囲全面の表層5cmを削

る作業）後に舗装を行うもの）、事務局による調査日には使用されていなかったフィニッシャー及び路面切削機が使用されていた（別紙６）。

このように、申請人が提出した証拠によれば、事務局による測定日以外の工事日に、申請人宅寝室内において夜間の屋内指針を超過する騒音が発生していた可能性があるので、以下、検討する。

まず、申請人による測定結果は、いずれも瞬時的な値であり、屋内指針の評価量である等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）と同列で比較することはできない。申請人による測定時の騒音計の表示をみると、 35 dB やそれ以下の数値を示す時間もみられる（甲 26 の 1 ～ 26 の 3）。

また、事務局による申請人宅寝室内の測定結果の最大値（ L_{AFmax} ）は 46.6 dB であり、申請人による測定結果の最大値 53.9 dB よりも 7.3 dB 低い。最大値は瞬時的なものであり、 L_{Aeq} と同列で比較することができないのは上記のとおりであるが、仮に、申請人の測定日時における測定値が、事務局による測定日時における測定値より全時間にわたって 7.3 dB 高かったとすると、等価騒音レベルは 42.2 dB になる（ $34.9\text{ dB} + 7.3\text{ dB}$ ）。しかし、上記の仮定自体に現実性がない上、仮に L_{Aeq} で 42.2 dB の騒音が発生した日があったとしても、夜間の屋内指針を大きく超えるようなものではない。

b 覆工板を閉鎖した後の作業音について

申請人は、覆工板を閉鎖した後に仮舗装を復旧する作業による騒音が大きいと主張し、覆工板の上に仮舗装を施した状況を示すものとして覆工板の写真（甲 67）を証拠として提出する。

しかし、覆工板は立坑の上を覆う板であり、本件工事において、立坑を使用する工事を実施する際には、工事の開始時に覆工板を開け、終了時に覆工板を閉めるが、立坑を使用する工事は一定期間継続するものであるため、覆工板を閉める度にその上部に仮舗装を復旧するも

のではなく（審問の全趣旨）、上記写真においても、覆工板は露出しており、覆工板の上に仮舗装は施工されていない。

したがって、覆工板閉鎖後の作業によって、事務局による測定結果を上回るような騒音が発生することは想定し難く、申請人の上記主張は採用することができない。

- c 事務局による測定時の工事、申請人が測定した工事及び覆工板を閉鎖した後の作業以外の工事による騒音が夜間の屋内指針を大きく超えたと認めるに足りる証拠はない。また、別紙6記載の工事施工日数から明らかなおり、令和6年5月7日までの工事については、申請人宅付近で工事が実施されていない日も多く、同年8月19日から同年9月23日までの補修工事については、申請人が騒音を感じたのは、同年8月26日以降であり、同年9月9日以降は、工事場所が限定されることから騒音が発生する工事を昼間に実施することとなった（甲32の1、33～35、37、41、審問の全趣旨）。

- (ウ) 以上によると、本件工事によって発生した騒音が申請人の睡眠や健康に大きな影響を与えるものであったということとはできない。

イ 地域環境

申請人宅及び申請人宅前面道路の所在する地域は近隣商業地域であり、n線o駅に近く、商店も存在して人通りが多い場所である。また、申請人宅前面道路（a）は、交通量が多く、路線バスが通行している（前記第2の1(2)ア、職1）。事務局による測定日には、本件工事が行われていない時間帯（午後7時30分から午後7時55分までの間）においても、申請人宅敷地境界ではLAeqで62.4 dBから72.9 dB、L5で67.8 dBから78 dBの騒音が発生していた（職1・15頁）。本件工事を原則として夜間工事で行うことはやむを得ない。

- ウ 本件工事で採用した工法、bが被申請人と協議の上、騒音低減のために

行った措置の内容等

被申請人は、本件工事による騒音等沿道地域の環境への影響を低減するため、本件工事の大部分を非開削工事である既設管内配管工法を採用しており、本件工事については、b に対し、バックホウ、振動ローラー、フィニッシャー、発電発動機については低騒音型を使用することを求め、掘削及び埋戻し作業については、低騒音型建設機械を使用するように求め、土留工における鋼矢板の打ち込みについては、比較的低騒音である油圧式圧入工法を採ることを求めた（乙 7、8）。また、被申請人は、申請人から本件工事に関する苦情を受けたため、b と協議し、その結果、b は、前記 1 (3) のとおり、工事現場に防音パネルや防音シートを設置し、できる限り発電発動機を使用しないようにすべく r から仮設電源を受電することとし、申請人自宅の窓に防音カーテン等を設置し、申請人に b の事務所に夜間宿泊してもらったり、週間工程表を使い、翌週の工事で音が出ることが想定される作業をその都度申請人に直接説明したりする等の騒音対策を実施した。

エ 本件工事の公共性等

前記 1 (2) のとおり、本件工事は、昭和 40 年に布設された老朽化した配水本管（浄水場から給水契約者に水道水を供給するためのもの）を更新する工事であって、上記配水本管は、その布設された地盤の点からも腐食が進行している可能性があり、漏水する危険が高く、また、その耐震性を強化する必要があることから、給水契約者への水道水の供給を維持するために必要性の高い工事である（審問の全趣旨）。

オ 検討

上記アからエまでの諸般の事情を総合的に考慮すると、申請人が、本件工事によって発生した騒音により、一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っているとは認められない。申請人は、本件工事についての住

民説明会の開催の必要性等も主張するが、本件全証拠によっても、被申請人やbによる申請人に対する本件工事の説明に問題があったと認めることはできず、上記説明の点を理由に申請人が、本件工事によって発生した騒音により、一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っているということはできない。

(3) 振動について

本件工事は特定建設作業に該当するものではないが、本件工事によって発生した振動を評価するに当たっての振動レベルの決定方法については、振動規制法による決定方法が参考になる。振動規制法施行規則を参考にすると、本件工事による振動は、その性質上、測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合に該当するから、5秒間隔の測定値の80%レンジの上端の数値(L10)によって振動の程度を評価するのが相当である。

一般に、人体の振動感覚閾値^{いき}は、50%の人が感じる振動レベルは約60dB、10%の人が感じる振動レベルは約55dBである（職3）。事務局による測定結果によれば、申請人宅寝室内におけるL10での振動の最大値は、ランマ2台による路盤の締固め作業に係る振動で（1分57秒間）、52.3dBであった（職1・24頁）。申請人宅寝室内の振動は、L10の最大値で評価しても、90%の人は振動を感じない程度のものである。

事務局の測定時の工事について、1時間値の振動を検討すると、L10で48.8dB及び44.1dBであり、いずれも振動感覚閾値を下回る。本件工事のうち、上記事務局による測定時の工事以外の工事による1時間値の振動が振動感覚閾値以上であると認めるに足りる証拠もない。

このように、本件工事の実施時において、申請人宅寝室内で計測された振動(L10)は振動感覚閾値以上であると認められないことからすれば、その余の点について考慮するまでもなく、申請人が、本件工事によって発生した振動により、一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っているとは認

められない。申請人は、長期的に繰り返される振動の身体的、精神的な影響を考慮すべきであると主張するが、上記振動の大きさを考慮すれば、採用することができない。

(4) まとめ

本件工事によって発生した騒音及び振動について、被申請人に不法行為が成立するとは認められない。申請人の主張及び提出した証拠を精査しても、上記結論は左右されない。

第4 結論

以上によれば、申請人の本件裁定申請は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和8年6月25日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 中 村 也 寸 志

裁 定 委 員 若 生 俊 彦

裁定委員大橋洋一は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 中 村 也 寸 志

※裁定文中の別紙1～5、7及び8は省略

別紙 6 工事概要

工事の分類	工事内容		実施時期	終了時刻	使用重機
準備工（令和3年4月22日から同年8月16日まで（うち工事施工日数17日））	舗装切断	試験掘の前に、掘削範囲の舗装をコンクリートカッターで切断する。	令和3年4月22日から同年6月16日まで（施工日数4日）	AM0:00～1:00が1日、AM2:00～3:00が2日、AM3:00～4:00が1日	コンクリートカッター、発動発電機
	試験掘	バックホウで道路の舗装を撤去し、路床を掘削する。目的物を確認した後、バックホウで埋め戻し、タンピングランマで路床及び路盤を転圧し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧して仮舗装を仕上げる。	令和3年5月7日	AM0:00	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、発動発電機
			令和3年5月11日	AM3:00	
			令和3年5月12日	AM3:00	
			令和3年5月13日	AM3:00	
			令和3年5月25日	AM4:20	
			令和3年5月26日	AM4:20	
			令和3年6月9日	AM3:30	
	調査、点検等	下水カメラ調査、探査ボーリング、観測井戸の設置・土質調査、仮復旧白線の点検	施工日数6日		
支障物件処理（令和3年8月17日から同年12月17日まで（うち工事施工日数13日））	仮配管の布設	水道管（配水本管）を布設する前に、支障となる水道管（配水小管）を一時撤去するが、撤去中でも配水できるよう、工事の支障にならない位置に仮の水道管（仮配管）を布設する。バックホウで舗装を撤去し、路床を掘削し、仮配管を布設（深さ約40cm）する。仮配管の布設後、バックホウで埋め戻し、タンピングランマで路床及び路盤を転圧し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、仮舗装を仕上げる。	令和3年8月18日から同年12月20日まで（施工日数3日）	AM2:00～3:00が1日、AM3:00～4:00が2日	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、発動発電機
	既設小管の撤去	バックホウで道路の舗装を撤去し、路床を掘削し、既設小管を切断して撤去する。既設小管を撤去した後、バックホウで埋め戻し、タンピングランマで路床及び路盤を転圧し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、仮舗装を仕上げる。	令和3年8月23日から同年11月15日まで（施工日数6日）	AM1:00～2:00が2日、AM2:00～3:00が2日、AM3:00～4:00が1日、AM4:00～5:00が1日	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、発動発電機
	路線全体工事	バックホウで舗装を撤去し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、仮舗装を仕上げる。	令和3年8月23日から同年11月15日まで（施工日数2日）	AM1:00～2:00が1日、AM3:00～4:00が1日	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、発動発電機
	調査、点検等	架空線の防護・仮復旧白線の点検	施工日数2日		

立坑築造工 (令和4年2月9日から同年6月30日まで(うち工事施工日数43日))	先行布掘り	銅矢板を打ち込むため、細長く溝状に掘削し、事前に埋設物の状況を目視及び探針により確認する。小型圧砕機で事前に舗装を圧砕した上で、バックホウで舗装を撤去し、目視及び探針で埋設物の状況を確認する。バックホウで埋め戻し、タンピングランマで路床及び路盤を転圧し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、仮舗装を仕上げる。	令和4年2月9日から同月17日まで(施工日数5日)	AM1:00~2:00が2日、AM3:00~4:00が2日、AM4:00~5:00が1日	バックホウ、小型圧砕機、タンピングランマ、プレートコンパクター、コンクリートカッター、発動発電機
	銅矢板の圧入	バックホウで舗装を撤去、掘削し、ホイールクレーンで銅矢板を設置箇所に移動させ、サイレントバイラーで銅矢板を圧入する。一日分の設置完了後、バックホウで埋め戻し、タンピングランマで路床及び路盤を転圧し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、仮舗装を仕上げる。	令和4年3月17日から同月30日まで(施工日数6日)	AM1:00~2:00が1日、AM3:00~4:00が5日	バックホウ、トラッククレーン、ホイールクレーン、サイレントバイラー、タンピングランマ、プレートコンパクター、発動発電機
	覆工板の設置	掘削穴の地上に鋼製の板(覆工板)を載せ、工事を行わない時間帯でも車両や歩行者が通行できる状態にする。小型圧砕機で事前に舗装を圧砕した上で、バックホウで舗装を撤去、掘削し、トラッククレーンで覆工板を設置する。	令和4年4月1日から同年6月30日まで(施工日数16日)	AM0:00~1:00が7日、AM1:00~2:00が5日、AM2:00~3:00が2日、AM3:00~4:00が1日、AM4:00~5:00が1日	バックホウ、トラッククレーン、発動発電機
	路線全体工事	維持管理舗装として、仮舗装の段差等を解消するため、補修工事を行う。バックホウで舗装を撤去し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、舗装を仕上げる。	令和4年2月24日	AM0:00	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、発動発電機
	調査、点検等	薬液注入ケーシングの建込み、薬液の注入調査、薬液の注入、ガイド管の設置、架空線の防護・仮復旧白線の点検	施工日数15日		
掘削及び既設管撤去工(令和4年7月1日から同年10月11日まで(うち工事施工日数11日))		バックホウで覆工板を一時撤去し、立坑内を掘削しながら、銅矢板の支保材等の山留を設置する。既設管下の深さまで掘削完了後に既設管を切断し、バックホウで撤去する。施工後はバックホウで覆工板を復旧する。	令和4年7月1日から同年10月11日まで(施工日数11日)	AM0:00までが1日、AM0:00~1:00が3日、AM2:00~3:00が4日、AM3:00~4:00が3日	バックホウ、トラッククレーン、発動発電機
既設管内配管に向けた管内調査及び配管 (令和5年1月13日から同年7月7日まで(うち工事施工日数30日))	掘削山留工	バックホウで覆工板を一時撤去し、立坑内を既設管内配管に必要な範囲を掘削しながら、銅矢板の支保材等の山留を設置する。施工後はバックホウで覆工板を復旧する。	令和5年1月13日から同年4月28日まで(施工日数8日)	AM0:00までが6日、AM0:00~1:00が1日、AM2:00~3:00が1日	バックホウ、トラッククレーン、発動発電機
	既設管内配管工	バックホウで覆工板を一時撤去し、ホイールクレーンで立坑内に新設管を吊り下ろす。管を接合し、立坑内の油圧ジャッキで新設管を押し込む。施工後は、バックホウで覆工板を復旧する。	令和5年1月13日から同年7月7日まで(施工日数12日)	AM0:00までが2日、AM0:00~1:00が5日、AM1:00~2:00が4日、AM2:00~3:00が1日	バックホウ、トラッククレーン、ホイールクレーン
	路線全体工事	維持管理舗装として、仮舗装の段差等を解消するため、補修工事を行う。バックホウで舗装を撤去し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、仮舗装を仕上げる。	令和5年4月28日	PM11:30	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、発動発電機
	調査、点検等	管内清掃・調査、電気仮設、模擬管の挿入試験、覆工補修	施工日数9日		

掘削工等（令和5年8月1日から同年9月26日まで（うち工事施工日数24日））	掘削工	既設管内配管で新設した配水本管と既設管を接続するため、立坑の南側を掘削し、鋼矢板を圧入する。バックホウで覆工板を一時撤去し、ホイールクレーンで鋼矢板を設置個所に移動させ、サイレントパイラーで圧入し、バックホウで掘削する。施工後はバックホウで覆工板を復旧する。	令和5年8月1日から同年9月26日まで（施工日数22日）	AM0:00までが15日、AM0:00~1:00が5日、AM1:00~2:00が2日	バックホウ、トラッククレーン、ホイールクレーン、サイレントパイラー、発動発電機
	路線全体工事	維持管理舗装として、仮舗装の段差等を解消するため、バックホウで舗装を撤去し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、仮舗装を仕上げる。	令和5年8月8日	PM10:30	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、発動発電機
	調査、点検等	覆工板の高上げ（段差解消）	施工日数1日		
連絡工及びコンクリート防護工（令和5年10月3日から同年11月17日まで（うち工事施工日数22日））	覆工内連絡工	覆工内で新設した配水本管と既設管を接続する。バックホウで覆工板を一時撤去し、既設管を切断して撤去する。撤去後にホイールクレーンで新設管を吊り下ろし、覆工内で配水本管と既設管を接合する。施工後はバックホウで覆工板を復旧する。	令和5年10月3日から同月13日まで（施工日数6日）	AM0:00までが2日、AM0:00~1:00が3日、AM3:00~4:00が1日	バックホウ、トラッククレーン、ホイールクレーン、発動発電機
	防護工	覆工内で新設管の曲がり部等をコンクリートで防護する。バックホウで覆工板を一時撤去し、新設管の曲がり部に型枠を設置し、コンクリートを打設する。施工後はバックホウで覆工板を復旧する。	令和5年10月17日から同年11月17日まで（施工日数16日）	AM0:00までが5日、AM0:00~1:00が7日、AM2:00~3:00が1日、AM3:00~4:00が3日	バックホウ、トラッククレーン、発動発電機
立坑の埋戻し等（令和5年11月20日から令和6年3月18日まで（うち工事施工日数44日））	埋戻し、覆工板の撤去、鋼矢板の引抜き	覆工板を一時撤去し、覆工内をバックホウで埋め戻し、タンピングランマで転圧する。施工後はバックホウで覆工板を復旧する。埋戻し完了後、トラッククレーン及びバックホウで覆工板を撤去する。覆工板を撤去した後、ホイールクレーンで鋼矢板を引き抜く。鋼矢板を引き抜いた後、振動ローラー、コンバインドローラー、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、仮舗装を仕上げる。	令和5年11月20日から令和6年2月20日まで（施工日数29日）	AM0:00までが1日、AM0:00~1:00が7日、AM1:00~2:00が5日、AM2:00~3:00が9日、AM3:00~4:00が5日、AM4:00以降が2日	バックホウ、トラッククレーン、ホイールクレーン、タンピングランマ、振動ローラー、コンバインドローラー、プレートコンパクター、発動発電機
	支障物件の復旧工	バックホウで覆工板を一時撤去し、舗装を撤去する。さらに路床を掘削して支障物件処理工事で撤去した配水小管を復旧する。復旧後にバックホウで埋め戻し、タンピングランマで路床及び路盤を転圧し、プレートコンパクター及び振動ローラーでアスファルトを転圧して舗装を仕上げる。覆工箇所はバックホウで覆工板を復旧する。	令和5年12月5日から令和6年1月24日まで（施工日数8日）	AM0:00までが1日、AM1:00~2:00が1日、AM2:00~3:00が2日、AM3:00~4:00が3日、AM4:00~5:00が1日	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、振動ローラー、発動発電機
	仮配水管の撤去	バックホウで仮舗装を撤去し、路床を掘削し、仮配管を撤去する。撤去後、バックホウで路床を埋め戻し、タンピングランマで路床及び路盤を転圧し、プレートコンパクターでアスファルトを転圧し、仮舗装を仕上げる。	令和6年3月11日から同月18日まで（施工日数5日）	AM0:00までが1日、AM1:00~2:00が1日、AM2:00~3:00が3日	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、発動発電機
	調査、点検等	弁室内の仕上げ工事	施工日数2日		

付帯設備の復旧工（令和6年3月19日から同月31日まで（うち工事施工日数5日））		アスファルトで仮復旧をしていた街渠等の施工範囲について、コンクリートカッターで舗装を切断し、バックホウで舗装を撤去する。舗装撤去後に街渠等を復旧する。	令和6年3月19日から同月31日まで（施工日数5日）	AM0:00~1:00が1日、AM3:00~4:00が3日、AM4:00~5:00が1日	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、コンクリートカッター、発動発電機
舗装本復旧工（令和6年4月1日から同年5月7日まで（うち工事施工日数9日））	舗装打ち換え	全体工事完了後、仮舗装を取り除いて全体の舗装工事を行う。バックホウで舗装を撤去し、路盤を掘削する。バックホウで路盤を埋め戻し、タンピングランマで転圧した後に、振動ローラー、コンバインドローラ及びプレートコンパクターで転圧し、舗装を仕上げる。	令和6年4月10日から同月12日まで（施工日数2日）	AM4:00~5:00	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、振動ローラー、コンバインドローラ、タイヤローラ、発動発電機
	表層工	表層の切削（舗装復旧範囲全面の表層5cm程度を削る。）後に舗装を行う。切削機で舗装復旧範囲前面の表層を切削し、フィニッシャーでアスファルトを敷き詰め、振動ローラー、コンバインドローラ、タイヤローラ及びプレートコンパクターで転圧し、舗装を仕上げる。	令和6年4月16日	AM5:00	バックホウ、タンピングランマ、プレートコンパクター、フィニッシャー、路面切削機、振動ローラー、コンバインドローラ、タイヤローラ、発動発電機
	調査、点検等	歩道タイルの復旧、白線工、下水人孔内仕上げ、歩道ブロックの補修	施工日数6日		